

令和6年度 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 愛別町 (都道府県: 北海道 )  
 本事業の担当部局名 総務企画課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)							
個別事業名	愛別町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	交付決定日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度	平成29 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	900,000 円							
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p>&lt;地域における実情と課題&gt;                  人口減少が続く本町においては、特に年少人口が約9.2%と極めて少ないことが課題となっているが、社人研のデータによると、2040年までに約7.8%とさらに悪化する見込みとなっている。                  第11次愛別町振興計画振興計画の最重要課題である「人口減少に歯止めをかけること」を前提に、人口減少対策を強力に推進する戦略として第2期愛別町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しており、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した少子化対策を推進することにより、合計特殊出生率を1.3から1.75へ引き上げることで、2040年の年少人口を約10.6%に引き上げるとともに、年少人口の増加による人口の維持を目指しているが、その実現には若い世代の婚姻数減少が課題であり、若い世代が経済的理由で結婚を実現できないことを解消することが課題となっている。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt;                  本事業は、総合戦略の基本戦略である「結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、未来を担う人材を育成する」の主要施策である「結婚に対する支援の充実」の主要施策「結婚に対する支援の充実」の1つとして位置付けており、経済的理由で結婚に踏み切れない低所得者・若年層に対し、安心した結婚新生活が送れるよう、住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越し費用に対する必要な支援を行い、人口ビジョンの実現を目指す。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>(課題への対応)</p>							
個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>							
	<b>【補助対象要件】</b>							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	<b>【補助上限額】</b>							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	<b>【対象費目】</b>							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	<b>【その他独自要件】</b>							
なし								
<b>2. 申請見込</b>								
①新規世帯見込	上記のうち	2 ともに29歳以下	1 世帯	左記以外	1 世帯			
<b>【積算根拠】</b>								
(1件(支給見込世帯数)×60万円(補助上限額)×1/2(補助率))+(1件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)×1/2(補助率))=900,000円 ・H29支給実績2世帯、H30支給実績0世帯、R1支給実績0世帯、R2支給実績0世帯、R3支給実績0世帯、R4支給実績0世帯、R5支給実績0世帯(7年平均0.3世帯)となっているが、R5より所得要件が緩和されていることから、年齢区分各1世帯の合計2世帯分を見込む。								
<b>【令和5年度申請状況】</b>								
(令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月) 申請 実績 世帯数 0 世帯								
②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	無	世帯				
対象経費支出予定額		円						

**3. 広報の実施予定**

・町HP及び町広報誌、PR用チラシを活用し広報を実施する。町広報誌は全町民を対象に年1回発行し、PR用チラシは、旭川信用金庫愛別支店、愛別郵便局、JA上川中央本所、役場庁舎、総合センターへ20枚ずつ配架する。また、婚姻届の受理時に事業担当者より事業概要の説明を行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	出生数(5カ年累計)	人	65 (R2~R6累計)	71 (H26~H30累計)
婚姻組数(5カ年累計)	組	50 (R2~R6累計)	38 (H26~H30累計)	
産後ケア事業利用者数(5カ年累計)	人	10 (R2~R6累計)	— (新規事業)	
子育て支援事業参加率	%	90 (R6)	84 (H30)	
君の椅子贈呈件数(5カ年累計)	件	65 (R2~R6累計)	74 (H26~H30累計)	
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.28 (H30~R4人口動態保健所・市区町村別統計)	
	婚姻件数	件	2 (R5)	
	婚姻率		0.81 (R5)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・北海道のHPに本事業内容を掲載し、広報を実施する。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	・旭川信用金庫愛別支店、愛別郵便局、JA上川中央本所にPR用チラシ配架のご協力をいただき、幅広く対象世帯に事業情報を周知する。			

(注)  
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。  
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。  
 ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け  
 ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)  
 ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応  
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。  
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自自治体において効果検証を実施すること。  
 5「参考指標」には、各自自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。  
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自自治体において効果検証を実施すること。  
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。  
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。  
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。  
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。